

## エコポリス板橋環境活動大賞表彰等要綱

	平成23年9月	1日	区長決定
改正	平成24年4月	1日	区長決定
改正	平成26年7月	1日	区長決定
改正	平成28年4月	1日	区長決定
改正	平成29年2月	1日	区長決定
改正	平成30年3月30日		資源環境部長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、区民や団体、企業などの「エコライフスタイル」の支援、環境保全に関する意識の向上を通じて、環境戦略に基づく施策の総合化を推進することを目的とした、エコポリス板橋環境活動大賞（以下、「大賞」という。）における表彰の実施、並びに、エコポリス板橋地区環境行動委員会委員に対する感謝状（以下、「感謝状」という。）の贈呈を目的とする。

### (大賞の通称)

第2条 大賞の通称は「板橋エコアクションアワード」、「Itabashi Eco Action Award」、「IEAA」とする。

### (大賞の表彰及び感謝状贈呈の対象)

第3条 大賞における表彰の対象者は、板橋区内を主たる活動の場とする、低炭素社会形成の推進、循環型社会の推進、その他環境保全活動に積極的に取り組み、その功績が顕著で他の模範となる個人、団体及び事業者とする。

2 感謝状は、エコポリス板橋地区環境行動委員会委員として原則4年以上継続して活動し、その功労が特に顕著な者で、地区委員会を退職する者に対し贈呈するものとする。ただし、既にこの要綱に基づき感謝状の贈呈を受けた者及び東京都板橋区表彰条例（昭和48年板橋区条例第5号）に基づき表彰を受けた者は、原則として対象としない。

### (用語の定義)

第4条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 団体 板橋区内に居住し、又は勤務する者で構成する非営利団体をいう。
- (2) 個人 板橋区内に居住している者又は板橋区内にある事業所若しくは団体に属している者をいう。
- (3) 事業者 板橋区内で引き続き事業を営んでいる法人若しくは個人の工場、事業所又は商店をいう。

### (大賞の募集部門)

第5条 大賞における募集部門は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域環境・エコライフスタイル部門
- (2) 産業環境アクション部門
- (3) 環境教育部門

(大賞の募集方法)

第6条 大賞における募集方法は公募とする。ただし、自薦・他薦は問わない。

(大賞の応募手続)

第7条 大賞に応募しようとする個人、団体及び事業者は、別に定める応募用紙、その他必要な書類を、別に定める期間内に区長に提出しなければならない。

(大賞の審査会)

第8条 大賞における表彰の適正を期するため、エコポリス板橋環境活動大賞選考審査会(以下、「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、次に掲げる者につき区長が委嘱または任命する委員5人以内をもって組織する。

(1) エコポリス板橋環境行動会議において座長の職にある者

(2) 学識経験のある者

(3) 副区長・資源環境部長

3 審査会の委員の任期は、選任された日から当該年度の末日までとする。

4 審査会は、応募のあった被表彰候補者のうちから、被表彰対象者を選出し、区長に推薦する。

5 審査会は必要に応じ、公募にあたってテーマを設定することができる。

(大賞の審査)

第9条 大賞は、指定された応募手続により提出されたものについて、審査会で定める審査基準により、総合的に審査する。また、表彰内容は次の各号に定めるものとする。

(1) 最優秀賞 各部門賞のうち特に優れたもの1点

(2) 優秀賞 各部門で1点

(3) 奨励賞 各部門で1点から3点程度

(大賞の表彰)

第10条 大賞において、区長は、審査会が選出した被表彰対象者の中から被表彰者を決定し、賞を授与する。ただし、過去に表彰を受けたものについては原則として表彰しない。

(大賞の表彰の方法)

第11条 大賞における表彰は、原則として毎年1回行うものとし、被表彰者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

(大賞の事務局の設置)

第12条 大賞に関する審査会の事務局は、資源環境部資源循環推進課に置く。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、資源環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。ただし、第3条第2項の規定は平成29年3月31日以降に退職した者から適用する。この場合の在職年数の起算日は平成25年4月1日とする。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。